

## 北区大規模水害避難行動支援計画（案）の パブリックコメント実施結果について

### 1 パブリックコメント概要

意見募集期間：令和4年10月20日(木)～令和4年11月21日(月)

意見提出者数：2名（内訳）ホームページ2名

意見総数：18件

周知方法：北区ニュース、北区公式HP、Twitter、Facebook、北区メールマガジン、Yahoo!くらし

閲覧場所：防災・危機管理課、地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、北区防災センター、区政資料室、地域振興室、区立図書館、高齢者あんしんセンター

### 2 提出された意見とそれに対する区の考え方

#### (1) 第1章 はじめに

No.	意見の概要	区の考え方
1.2 支援計画の位置づけ		
1	作成されたコミュニティタイムラインは、地区防災計画として位置づけていただきたい。	コミュニティタイムラインは、地域が行うべき防災行動を時系列的に整理したものになります。作成したコミュニティタイムラインは、今後地域が「地区防災計画」を作成する際にはその位置づけについて検討してまいります。
1.3 北区の基本的な避難行動の在り方		
2	東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本方針」における「避難の心得五か条」は、区民の意見を集めて、正しい理解ができるように文言を修正するとともに、感染症対策や災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更等を踏まえた見直しが必要である。	区では引き続き、国や東京都の動向及び社会情勢などの変化を注視するとともに、「東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本方針」の見直しの際の意見として参考にさせていただきます。

(2) 第3章 大規模水害を想定した個別避難計画について

No.	意見の概要	区の考え方
3.2 個別避難計画の作成		
3	優先度に関わらず要支援者本人が主体として個別避難計画を作成すべき。	個別避難計画の作成は、主に計画作成者が行いますが、要支援者へのヒアリングを実施し意見を取り入れるなど、要支援者の主体性やご意見を尊重して計画を作成してまいります。
4	p23 図8、手順6のヒアリングから、手順 8 までの本人への計画内容確認までの間のそのすべての段階において、本人が立ち会い、意見が出せるようにすべき。	個別避難計画の作成は、主に計画作成者が行いますが、要支援者へのヒアリングを実施し意見を取り入れるなど、要支援者の主体性やご意見を尊重して計画を作成してまいります。
5	避難情報の発令は、気象情報(天気予報)の更新(5時、11時、17時)や気象庁の報道発表、国交省、防災関係機関の各種情報の更新タイミング(主に11時~14時)に合わせるべき。特に11時発表の予報で2日先までの予報が出されるため、このタイミングが最も重要である。	今後の水害対策への意見として参考にさせていただきます。
6	p31の図9 雨のピーク(数日前~最接近までの間)や、荒川氾濫よりも先に内水氾濫及び土砂災害が発生する可能性を踏まえ、東日本台風の例を適応すると、10月11日の予報と気象庁の報道発表を受け、すぐに「要支援者避難開始」「高齢者避難開始」の発令し、避難場所・福祉避難所の開設を行うことで、11日中には避難を完了させるべき。東日本台風接近日の12日は朝から大雨であり、一部地域では避難に危険を伴う状態であった。	要支援者の避難タイミングにつきましては、大雨が降る前に避難行動が取れるよう早めに避難情報を周知することについて検討してまいります。
7	p30、線状降水帯予測は、現状の観測・予測技術では、正確な予測が困難であり、見逃しも多いため、直前に大雨警報が発表された場合でも命を守れるよう、すぐ近くに垂直避難先の確保が必要である。	区では、高台への避難を水害避難の基本方針としていますが、やむを得ない場合の緊急避難先としての垂直避難施設を確保するよう努めてまいります。
3.3 個別避難計画の活用		
8	個別避難計画は電子データで作成し、クラウドストレージに保管、更新後も関係者	個別避難計画の電子データ化による共有については本計画3章にて DX に関する

	が最新情報を共有できるようにすべき。	る今後の課題として記載しており、データの保管・共有については引き続き検討してまいります。
--	--------------------	--

(3) 第7章 さらなる避難支援の取組み

No.	意見の概要	区の考え方
9	要配慮者・要支援者の避難にとって重要な力になると考えられるため、コミュニティタイムラインは作成段階から消防団やボランティア等も参加させるべきである。	今後のコミュニティタイムライン作成支援にあたっては、各町会・自治会の意見も踏まえるなど、調整してまいります。
10	関係者が一堂に会したコミュニティタイムラインの作成は、町会・自治会とボランティアとの連携を促進する重要な機会になりうる。	
11	事前復興として、浸水想定区域では、敷地を必ず盛土する（水塚）よう、普及啓発や助成を推進していただきたい。	今後の水害対策への意見として参考にさせていただきます。
12	事前復興として、浸水想定区域では、半地下構造の倉庫車庫等を造らないよう、普及啓発や助成を推進していただきたい。	
13	区民や事業者に設置を薦めている、雨水浸透施設や止水版などの周知や補助制度を充実させていただきたい。	区では雨水浸透施設や止水版などの補助制度を実施しており、ホームページやチラシでの周知に努めています。 また、いただいたご意見を踏まえ、さらなる制度の充実について検討いたします。
14	床上・床下浸水が発生した場合の洗浄及び衛生対策として、床下の乾燥・泥出しや、壁・床はがし等の復旧方法全般を普及啓発する必要がある。	水害で浸水した場合の洗浄及び衛生対策については、北区水害ハザードマップやホームページにて周知を行っており、引き続き普及啓発に努めてまいります。
15	浸水した住宅の復旧方法は、建築系や技術系災害ボランティア等の資料が詳しいため、これらを要支援者や支援者へ普及していただきたい。	復旧・復興期については、今回の計画での対象範囲ではございませんが、家屋が浸水した場合の復旧対策への意見として参考にさせていただきます。
16	無理して自身で作業せず、建築専門業者や技術系災害ボランティアに相談することも検討するように呼びかけていただき	

	たい。	
--	-----	--

(4) その他

No.	意見の概要	区の考え方
17	傍聴で知り得た個人情報外部に漏らさないことを条件に、検討委員会を公開し、傍聴を認めるべきである。	<p>検討委員会については、個人の病気や介護に関する情報が含まれる場合等を考慮し、委員会における協議の上、非公開としております。</p> <p>なお、北区ホームページにて議事要旨と当日の配付資料を公開しております。そちらで検討内容をご確認ください。</p>
18	北区のオープンデータを利用し、北区防災マップを作成しました。迅速な避難に向け、ご活用いただければ幸いです。	今後の防災対策の参考にさせていただきます。